

政策会議付議事案書（令和7年1月14日）

提案課名 障害福祉課、保育こども園課、こども家庭支援課、
こども育成課、教育総務課、教育指導課

報告者名 稲垣 由美恵、吉藤 直、池田 幸枝、
長島 秀樹、三川 辰徳、関野 貴之

事案名	医療的ケア児等の支援体制の充実について	資料 有
目的・必要性	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」では、地方公共団体や学校等の設置者の責務として、医療的ケア児及びその家族が、それぞれの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが定められました。 本市では、令和5年度に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等への相談支援を開始しており、これまで障害福祉課を中心とした関係課による庁内検討会議により、支援体制の充実を図るための協議を進めてきました。 その検討結果を踏まえ、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の緊密な連携の下、医療的ケア児等への切れ目のない支援につなげるため、現在設置している「医療的ケア児支援者情報連絡会」に加え、新たに「入園・入学支援連携会議」を設置し、医療的ケア児の心身の状況把握や主治医等からの助言を受ける機会を設けるとともに、医療的ケア児が幼稚園、学校、児童ホーム及び保育所等（以下「各施設」という。）へ通う際の支援が円滑に進むよう、医療的ケア児の支援情報を一括管理する体制を整え、一体的な支援に取り組んでいくものです。 また、各施設における「医療的ケア児の受入れに関するガイドライン」を新たに策定し、医療的ケア児が安全かつ安心して学校生活等を送れるようにするものです。	
経過・検討結果	令和3年11月 秦野市障害者支援委員会の下部組織である秦野市障害者支援懇話会こども部門の中に「医療的ケア児等支援者情報連絡会」を設置 令和5年 3月～ 関係課で構成する「庁内検討会議」を開催（令和6年12月までに計10回開催）し、各所管課に係る役割を明確化しつつ支援体制について検討 〃 4月 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児の実態把握及び相談支援を開始 令和6年 7月～ 各施設におけるガイドライン策定に係る検討	

決定等を要する事項	1 医療的ケア児への支援体制を充実させるため、資料1のとおり医療的ケア児の支援情報を一括管理する体制を整え、切れ目のない一体的な支援を実施すること。 2 各施設においてガイドラインを整備し、医療的ケア児の支援を行うこと。
今後の取扱い	令和7年3月 施設所管課ごとに医療的ケア児の受け入れに関するガイドラインを策定 4月～ 医療的ケア児等への一体的な支援を開始

医療的ケア児等への支援体制【各課等の役割分担（案）】

資料 1

